（案）

㊥

岡 賃 審 第　　号
令和８年 11 月 11 日

岡 山 労 働 局 長
　森實　久美子　殿

岡山地方最低賃金審議会
会　長　　西田　和弘

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月３日付け岡労発基 0703 第２号及び７月 30 日付け岡労発基 0730 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論を得た旨当該部会長から報告があったので、最低賃金審議会令第６条第５項の規定による議決に基づき答申する。

別　紙

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

1　適用する地域
岡山県の区域

2　適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（1）空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
（2）家庭用エレベータ製造業
（3）冷凍機・温湿調整装置製造業
（4）玉軸受・ころ軸受製造業
（5）農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）
（6）縫製機械製造業
（7）生活関連産業用機械製造業（包装・荷造機械製造業を除く。）
（8）基礎素材産業用機械製造業（化学機械・同装置製造業を除く。）
（9）半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
(10) 真空装置・真空機器製造業
(11) 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
(12) 事務用機械器具製造業
(13) サービス用・娯楽用機械器具製造業
(14)（1）から（13）までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
(15)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(13)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）　１８歳未満又は６５歳以上の者

（２）　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間１，１５１円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

法定どおり